

## 災害時等緊急対応の貢献について

総合評価落札方式において「災害時等緊急対応への貢献」を評価項目に取り入れ、建設事業者の地域貢献を評価していますが、緊急対応を実施しても最大2カ年程度評価されず、また、現状では総合評価落札方式においても、前者の認定がなければ、地域貢献を評価していません。

また、緊急対応において、複数業者の施工・協力があるにも関わらず、元請業者以外は評価されないといった問題点も踏まえ、下記のとおり改定を行いました。

### 記

#### 【改定内容】

- 緊急対応時、元請業者が事前に発注者の了解を得て、実働及び履行が確認された複数下請業者においても「災害時等緊急対応」の認定対象とします。
- 総合評価落札方式の地域貢献「災害時等緊急対応への貢献」については、上記により得られた認定書により、随時、総合評価の評価対象とします。
- 平成21年4月1日以降の認定または実績を対象とします。（但し、平成20年1月1日～平成21年3月31日の間の実績については、発注者が実働及び履行を確認できる場合は対象とします。）
- 添付資料は、下請契約書、又は注文書及び請書等の契約状況を証明できるものとします。
- 適用は、平成21年4月16日以降に入札公告する建設工事とします。